議案第31号

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例(平成15年条例第34号)新旧対照表

現行	改正案
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところに	第2条 この条例において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところに
よる。	よる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 旅館等 旅館業法(昭和23年法律第 138号)第2条第2項 <u>から第4項までに</u> 規定す る <u>ホテル営業、旅館営業</u> 又は簡易宿所営業 の用に供する施設をいう。	(2) 旅館等 旅館業法(昭和23年法律第 138号)第2条第2項 <u>及び第3項に</u> 規定す る <u>旅館・ホテル営業</u> 又は簡易宿所営業 の用に供する施設をいう。
(3) • (4) (略)	(3) • (4) (略)